

熊本県公報

第 1 1 5 7 1 号

平成 19 年 7 月 6 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護).....(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問看護).....(") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護).....(") 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護).....(") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定.....(") 2
- 障害者自立支援法に基づく特定旧法指定施設の指定の辞退.....(障害者支援総室) 2
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 3
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定.....(障害者支援総室) 3
- 障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関 (育成医療・更生医療) の指定.....(") 4
- 指定居宅サービス事業所の指定 (福祉用具貸与、特定福祉用具販売).....(高齢者支援総室) 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売).....(") 4
- 道路の供用開始.....(道路保全課) 5
- 道路の区域変更.....(") 5
- ".....(") 5
- ".....(") 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定.....(障害者支援総室) 6
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護).....(高齢者支援総室) 6
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護).....(") 7
- 道路の位置指定.....(建 築 課) 7
- ".....(") 7
- 平成 19 年度職業訓練指導員試験の実施.....(労働雇用総室産業人材育成室) 7
- 県営土地改良事業計画の変更.....(農村計画・技術管理課) 11
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (男女共同参画・パートナーシップ推進課) 11
- 開発行為工事完了.....(建 築 課) 11
- 男性警察官用合服 (上下) の一般競争入札の実施.....(管理調達課) 12
- 男性警察官用冬服 (上下) の一般競争入札の実施.....(") 14
- 土地改良区役員の退任及び就任.....(農村計画・技術管理課) 17
- 県営土地改良事業の工事完了.....(") 17
- 登 載 依 頼
- 直接請求に係る連署基準数.....(選挙管理委員会) 18
- ".....(") 18
- 裁決手続開始決定.....(用地対策課) 18
- 熊本市職員共済組合の平成 18 年度決算の公告.....(市町村総室) 19

告 示

熊本県告示第 596 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ライフケア訪問看護ステーション 玉名市滑石 2305 番地 4	特定非営利活動法人ライフケア	平成 19 年 6 月 25 日

熊本県告示第 597 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア訪問看護ステーション 玉名市滑石 2305 番地 4	特定非営利活動法人ライフケア	平成 19 年 6 月 25 日

熊本県告示第 598 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスサン・フレンズ黒石 合志市須屋 2696-39	株式会社 HLC	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 599 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスサン・フレンズ黒石 合志市須屋 2696-39	株式会社 HLC	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 600 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンター虹の木 天草市久玉町 1987 番地 1	NPO 法人健寿会	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 601 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退の届出があった。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	施設の種類
身体障害者通所授産施設 インターワーク 阿蘇郡産山村大利 657 番地 3	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大利 657 番地 3 福田 金晴	平成 19 年 9 月 30 日	4311320016	身体障害者 通所授産施設

熊本県告示第 602 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字唐干田 2048、2049、2052、2057、2060 の 1、2061 の 1、2062、2087、2088
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字唐干田 2057・2060 の 1・2061 の 1・2062（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 603 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	佐藤 佳宏	平成 19 年 6 月 15 日	医療法人社団白寿会ともし未来病院 下益城郡美里町洞岳 1308 番地
整形外科	武田 真幸	平成 19 年 6 月 15 日	医療法人幸仁会南郷谷整形外科医院 阿蘇郡高森町高森 2186 番地 1
外科	大城 一	平成 19 年 6 月 15 日	山都町立国民健康保険蘇陽病院 上益城郡山都町滝上 526 番地
眼科	田原 仁	平成 19 年 6 月 15 日	球磨郡公立多良木病院 球磨郡多良木町多良木 4210 番地
外科	池嶋 聡	平成 19 年 6 月 15 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
内科	井上 武明	平成 19 年 6 月 15 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
外科	倉本 正文	平成 19 年 6 月 15 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
外科	松尾 彰宣	平成 19 年 6 月 15 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
循環器科	宮本 信三	平成 19 年 6 月 15 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
耳鼻咽喉科	後藤 享也	平成 19 年 6 月 15 日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 八代市竹原町 1670 番地
循環器科	梶原 一郎	平成 19 年 6 月 15 日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600 番地
泌尿器科	牟田口 泰之	平成 19 年 6 月 15 日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿 511 番地
外科	中川 和浩	平成 19 年 6 月 15 日	国民健康保険天草市立河浦病院 天草市河浦町白木河内 223 番地 11
内科	小瀬戸 昌博	平成 19 年 6 月 15 日	医療法人社団永寿会天草第一病院 天草市今釜新町 3413 番地 6

内科	前田 裕幸	平成 19 年 6 月 15 日	医療法人社団永寿会天草第一病院 天草市今釜新町 3413 番地 6
外科	内野 良仁	平成 19 年 6 月 15 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
呼吸器科	松本 武敏	平成 19 年 6 月 15 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
脳神経外科	前田 達観	平成 19 年 6 月 15 日	特別医療法人萬生会西合志病院 合志市御代志 812 番地 2
整形外科	緒方 宏臣	平成 19 年 4 月 1 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
神経内科	桂 賢一	平成 19 年 4 月 1 日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 八代市竹原町 1670 番地

熊本県告示第 604 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
熊本リハビリテーション病院	菊池郡菊陽町曲手 760 番地	整形外科	平成 19 年 6 月 15 日
球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町多良木 4210 番地	整形外科	平成 19 年 6 月 15 日
そうごう薬局玉名店	玉名市寺田 430 番地 4	調剤	平成 19 年 6 月 15 日
龍ヶ岳調剤薬局	上天草市龍ヶ岳町高戸下平 1237 番地 17	調剤	平成 19 年 6 月 15 日
有限会社五和中央薬局	天草市五和町御領 6442 番地	調剤	平成 19 年 6 月 15 日
有限会社あべ薬局	天草郡苓北町上津深江 279 番地 4	調剤	平成 19 年 6 月 15 日

熊本県告示第 605 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフショップまこと 熊本市田迎町田井島 224 番地	特別医療法人萬生会	平成 19 年 7 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフショップまこと 熊本市田迎町田井島 224 番地	特別医療法人萬生会	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 606 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ライフショップまこと 熊本市田迎町田井島 224 番地	特別医療法人萬生会	平成 19 年 7 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ライフショップまこと 熊本市田迎町田井島 224 番地	特別医療法人萬生会	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 607 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村一勝地字宮園 420 番 3 地先から 同所 499 番 5 地先まで	111.0	緊道受託 合併

2 供用を開始する期日 平成 19 年 7 月 6 日

熊本県告示第 608 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	325 号	阿蘇郡南阿蘇村大字白川字東上ノ原 2284 番地先から 同所 2284 番地先まで	前 後	16.0 ～ 19.0 16.0 ～ 17.0	19.0 19.0	村道取付 け工事

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 6 日

熊本県告示第 609 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
-------	-------	-------------------	--------	---------------	---------------	-----

類			後			
一般 県道	神水川尻 線	熊本市画図町大字所島字山王 322 番 4 地先から 同市画図町大字重富字石叶 355 番 1 地先まで	前	12.5 ～ 13.3	30.0	廃道処分
			後	12.0	30.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 6 日

熊本県告示第 610 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	387 号	阿蘇郡小国町大字宮原字下湯原 1754 番 26 地先から 同所 1756 番 3 地先まで	前	30.0 ～ 32.0	73.0	廃道処分
			後	19.0 ～ 32.0	73.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 6 日

熊本県告示第 611 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
草原の風 阿蘇郡産山村大利 657 番地 6	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大利 657 番地 3 福田 金晴	平成 19 年 7 月 1 日	4321300016	共同生活援助
ケアサポート 和み 鹿本郡植木町一木 670-33	有限会社 マイブック 熊本市出水七丁目 30 番 15 号 志賀 隆二	平成 19 年 7 月 1 日	4312000054	居宅介護
さんさん 宇城市松橋町曲野 3308-4 TS ビル 202	有限会社 サンクスケア 熊本市梶尾町 1317 番地 3 前田 龍一	平成 19 年 7 月 1 日	4312700182	居宅介護

熊本県告示第 612 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターキャッスル八代 八代市本町一丁目 10 番 41 号	社会福祉法人八代愛育会	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 613 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターキャッスル八代 八代市本町一丁目 10 番 41 号	社会福祉法人八代愛育会	平成 19 年 7 月 1 日

公 告**熊本県公告第 599 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡富合町大字古閑 1142 番地
- 2 築造者の氏名 中熊幹雄
- 3 道路の位置 下益城郡富合町大字古閑字裏面 842 番 6
- 4 道路の幅員 6.05 メートル
- 5 道路の延長 49.40 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 15 日
- 7 指定番号 宇城景建第 14 号

熊本県公告第 600 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字東阿高 1393 番地
- 2 築造者の氏名 山本清光
- 3 道路の位置 宇城市松橋町両仲間字庄田 1003 番 3
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 47.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 22 日
- 7 指定番号 宇城景建第 17 号

熊本県公告第 601 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の規定に基づき、平成 19 年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する職種
 - (1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科及び指導方法）を実施する職種
和裁科
 - (2) 学科試験（指導方法に限る。）を実施する職種
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、

紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 試験の科目

(1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科及び指導方法）を行う職種及び試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和裁科	ア 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規） イ 関連学科 (ア) 系基礎学科 a 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） b 縫製法（縫製法、縫製用材料） c 安全衛生法（安全管理、衛生管理） (イ) 専攻学科 a 和裁法（縫製工程、和服の種類、裁縫法） b 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）

(2) 学科試験（指導方法に限る。）を行う職種及び試験の科目

免 許 職 種	学科試験の科目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 試験を受けることができる者

(1) 試験職種（1の（1））に係る試験を受けることができる者

2級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格

証書を有する者を対象とする。

(2) 試験職種(1の(2))に係る試験を受けることができる者

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第46条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。

4 試験の一部免除

(1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級(「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。)の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年通商産業省令第71号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

航空機整備科	航空機製造事業法施行規則（昭和 29 年通商産業省令第 52 号）による航空機国家試験合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（昭和 40 年通商産業省令第 51 号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）による熱管理士の免状を有する者	学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）による第一級無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）による臨床検査技師の免許を有する者	学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあっては、職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる免除の範囲

5 試験を受けることができない者

(1) 前各項の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

平成 19 年 9 月 7 日午前 10 時 30 分から

熊本県庁（本館 802 会議室）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身の写真で、横 30 ミリ、縦 40 ミリ、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

(2) 申請書類の受付期間及び提出先

平成 19 年 7 月 24 日から同年 8 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室

(3) 受験手数料

受験手数料（学科試験手数料）は、3,100 円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。

(4) 受験票

- 受験申請書を受け付けたときは、申請書あてに後日、受験票を送付する。
- 8 合格発表
平成 19 年 10 月 1 日に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。
- 9 その他
(1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室において交付する。
なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、140 円切手を同封し、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室に請求すること。
(2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員受験申請書在中」と朱書きすること。
なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。
(3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2344 (直通)

熊本県公告第 602 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営錦地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営錦地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 7 月 9 日から平成 19 年 8 月 6 日まで
- 3 縦覧場所
錦町役場

熊本県公告第 603 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 6 月 26 日
- 2 名称
特定非営利活動法人和心の会
- 3 代表者の氏名
松本 佐代子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市御幸笛田二丁目 20 番 93 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、身体障害者や透析患者等に対して、通院の送迎に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 604 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字岩坂字笹野 3258 番 10、同 3258 番 11 の一部、同 3258 番 16 及び同 3258 番 19
7,302.45 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字大津 1233 番地
大津町長

熊本県公告第 605 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用合服（上下） 140 着

- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 納入期限
平成 19 年 10 月 1 日（月）

- (4) 納入場所
熊本県警察学校（熊本市渡鹿）

- (5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

- (6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

- (5) 納入しようとする物品に必要な生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者

- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。

- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581（ダイヤルイン）

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 7 月 6 日（金）から平成 19 年 7 月 17 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日（火）までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日（火）から平成 20 年 7 月 31 日（木）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2 の（5）、（6）及び（7）に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 7 月 6 日（金）から平成 19 年 7 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、（4）の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の（5）を証明する書類（原反出荷引受証明書等）
ウ 2 の（6）を証明する書類（契約書等の写し）
エ 2 の（7）を証明する書類（縫製引受証明書等）
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 7 月 6 日（金）から平成 19 年 7 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の（5）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前 9 時～午後 5 時）により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 7 月 25 日（水）午後 4 時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 7 月 26 日（水）午後 1 時 30 分から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 7 月 25 日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ くじ番号の記入のない入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- コ 二以上の意思表示を行った入札
- サ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 606 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用冬服（上下） 140 着
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 10 月 1 日（月）
- (4) 納入場所
熊本県警察学校（熊本市渡鹿）

(5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

(6) 入札方法

- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 7 月 6 日（金）から平成 19 年 7 月 17 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日（火）までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日（火）から平成 20 年 7 月 31 日（木）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2 の（5）、（6）及び（7）に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 7 月 6 日（金）から平成 19 年 7 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、（4）の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の（5）を証明する書類（原反出荷引受証明書等）

- ウ 2 の (6) を証明する書類 (契約書等の写し)
- エ 2 の (7) を証明する書類 (縫製引受証明書等)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580 (ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 7 月 6 日 (金) から平成 19 年 7 月 20 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時・場所
 - ア 電子入札システムによる入札
4 の (5) 記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム (運用時間: 午前 9 時～午後 5 時) により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 7 月 25 日 (水) 午後 4 時
 - イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 7 月 26 日 (木) 午後 2 時 30 分から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
 - ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
 - (4) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の (3) のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
 - イ 紙入札方式の場合
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 7 月 25 日 (水) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
 - イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ くじ番号の記入のない入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
 - コ 二以上の意思表示を行った入札
 - サ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札保証金
免除する。
 - (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ

- れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 607 号

菊池市七城町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	住所
退任		
理事	緒 方 獎	菊池市七城町水次 136 番地
"	栗 原 康 敏	菊池市七城町加恵 178 番地 3
"	古 庄 信 吉	菊池市七城町瀬戸口 58 番地
"	松 本 隆 幸	菊池市七城町小野崎 410 番地
"	楳 田 実	菊池市七城町清水 330 番地
"	岩 津 利 明	菊池市七城町水次 1340 番地
"	宮 本 和 人	菊池市七城町亀尾 57 番地
"	前 田 壽 英	菊池市七城町荒牧 469 番地
"	西 口 広 聖	菊池市七城町甲佐町 341 番地 1
"	石 本 秀 明	菊池市七城町林原 1083 番地
監事	鎗 水 幸 誠	菊池市七城町橋田 683 番地
"	長 塩 幸 仁	菊池市七城町岡田 10 番地
"	西 口 陽二郎	菊池市七城町砂田 1089 番地
就任		
理事	緒 方 獎	菊池市七城町水次 136 番地
"	村 上 隆 男	菊池市七城町台 61 番地
"	霍 田 憲 昭	菊池市七城町高田 742 番地
"	歌 丸 敬 二	菊池市七城町水次 1459 番地
"	本 田 昇 誠	菊池市七城町高島 860 番地 7
"	田 代 栄 助	菊池市七城町高島 1025 番地
"	長 尾 良 久	菊池市七城町清水 865 番地 2
"	坂 本 道 博	菊池市七城町亀尾 2441 番地
"	徳 永 高 明	菊池市七城町蘇崎 1113 番地
"	鎗 水 幸 誠	菊池市七城町橋田 683 番地
監事	中 原 裕	菊池市七城町亀尾 1984 番地 1
"	栗 原 康 敏	菊池市七城町加恵 178 番地 3
"	前 田 壽 英	菊池市七城町荒牧 469 番地

熊本県公告第 608 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	鶴ヶ田台 (山都 町)	平成 14 年 7 月 5 日	平成 19 年 2 月 15 日	熊本県

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1 29,960

その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 316,331

その総数の 3 分の 1 499,328

熊本県選挙管理委員会告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

選挙区名

熊本市選挙区	154,954
八代市郡選挙区	41,155
人吉市選挙区	10,011
荒尾市選挙区	15,603
水俣市選挙区	7,964
玉名市選挙区	19,507
天草市郡選挙区	29,200
山鹿市選挙区	16,132
菊池市選挙区	14,092
宇土市選挙区	10,215
上天草市選挙区	9,357
宇城市選挙区	17,376
阿蘇市選挙区	8,195
合志市選挙区	13,997
下益城郡選挙区	11,131
玉名郡選挙区	12,874
鹿本郡選挙区	8,343
菊池郡選挙区	16,337
阿蘇郡選挙区	12,800
上益城郡選挙区	23,750
芦北郡選挙区	7,445
球磨郡選挙区	17,277

熊本県収用委員会公告第 3 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本県収用委員会

会長 塚 本 侃

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川白川水系白川改修工事（左岸・熊本県熊本市新屋敷一丁目地内及び右岸・同

市水道町地内から同市南千反畑町地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地

土地の所在 熊本県熊本市新屋敷一丁目地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地 の面積 (㎡)	摘 要
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
1 番 14	宅地	宅地	301.80	302.17	284.86	

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

土地の所在 熊本県熊本市新屋敷一丁目地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとする土地 の面積 (㎡)	摘 要
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
1 番 14	宅地	宅地	301.80	302.17	7.52	

4 土地所有者の氏名及び住所

丸扇合資会社 代表社員 平金麗子

熊本県熊本市新屋敷一丁目 1 番 31 号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 19 年 6 月 25 日

熊本市職員共済組合公告第 10 号

熊本市職員共済組合定款第 5 条の規定に基づき、平成 18 年度決算の要旨を公告する。

平成 19 年 7 月 6 日

熊本市職員共済組合
理事長 三嶋 輝男

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	業 務	貸 付	財 形	基礎年金 支 払
収 入	負担金	50,263	5,489,878	7,377			
	掛 金	38,731	2,838,465				
	基礎年金交付金		617,886				
	育児・介護休業手当金交付金	61,924					
	連合会交付金				10,288		
	基礎年金国庫金						396,832
	組合員貸付金利息				89,211		
	利息及び配当金	7	789,389	14	377	1	
	その他の収入		3,753	2,306	55		
	他経理から繰入			4,918			
	前年度繰越支払準備金		1,672				
	前年度繰越長期給付積立金		27,938,635				
	計	150,925	37,679,678	14,615	99,931	1	396,832
支 出	給付金	61,924	7,821,444				396,598
	役員報酬・職員給与			1,389			
	旅費・事務費			2,220	1,091		
	委託費			429	446		
	支払利息				73,618		
	調査研究費			8,804			
	連合会払込金			6,604	9,780		
	基礎年金拠出金負担金		2,055,644				
	連合会拠出金	88,994					
	他経理へ繰入		4,918				
	その他の支出			3,415	16,203		234
	次年度繰越長期給付積立金		27,797,672				
	計	150,918	37,679,678	22,861	101,138	0	396,832
差引当期利益金又は当期損失金 (△)		7	0	△8,246	△1,207	1	0

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	業 務	貸 付	財 形	基礎年金 支 払
資 産	流動資産	58	3,988,046	9,616	270,605	512	
	固定資産		23,809,626	234	3,778,543		
資 産 合 計		58	27,797,672	9,850	4,049,148	512	0
負 債	流動負債			4,331	6,123		
	固定負債				3,662,662		
負 債 合 計		0	0	4,331	3,668,785	0	0
資 本	資本剰余金			491			
	積立金		27,797,672		380,363		
	利益剰余金	58		5,028		512	
	資 本 合 計	58	27,797,672	5,519	380,363	512	0
負債・資本合計		58	27,797,672	9,850	4,049,148	512	0

